

# **放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会 取りまとめについて**

**放送事業者におけるガバナンス  
確 保 に 関 す る 検 討 会 事 務 局**

**令和8年1月23日**

# 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会

## 1 概 要

国民の共有財産である電波を用いて事業を行う放送は、公共性及び言論・報道機関として大きな社会的影響力を有し、様々なステークホルダーからの信頼を存立の基盤としている。

今般、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたが、その背景には、こうした放送の公共性や言論・報道機関としての社会的責任に対する自覚やガバナンスの欠如があると考えられる。

ガバナンスを確保し、時代の変化に即応して経営をアップデートしていくことは、一事業者だけにとどまる課題ではなく、放送業界全体で対応していく必要がある課題であることから、主に民間の地上テレビジョン放送を念頭に、放送事業者に求められるガバナンスの具体的な内容やその確保のために必要な方策について検討を行う。

## 2 検討事項

- (1) 放送事業者に求められるガバナンスの具体的な内容
- (2) ガバナンスの実効性確保のための具体的な方策
- (3) (2)の具体的な方策の実施に当たり、放送事業者・業界団体・国等がそれぞれ果たすべき役割
- (4) その他

## 3 構成員等

上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
音 好宏	上智大学文学部新聞学科 教授
(座長) 宮戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
翼 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
深水 大輔	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

## [ オブザーバ ]

一般社団法人 日本民間放送連盟
日本放送協会
一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟
厚生労働省

- 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会は、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを踏まえ、2025年6月から2026年1月までに8回開催（2026年1月21日取りまとめ公表）。
- 放送事業者が「放送に携わる者の職責」を現代的にアップデートし続け、放送が今後とも社会的役割を果たし続けることができるよう、**ガバナンス確保に関する取組として、基本的な考え方（目的、対象、方針）及び具体的内容（事案の未然防止、事案の発生後の対応、フォローアップ）**について、提言。

## ガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方

取組の目的・対象	取組の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>放送は、時代の変化に応じ、<b>国民の知る権利に奉仕し続けることが必要</b>。このためには、<b>放送事業者の信頼性・事業の継続性の確保</b>が必要。</li> <li>放送事業者は、一般の株式会社に求められるガバナンスの確保は前提として、<b>人権尊重・コンプライアンス確保を中心とした取組を不斷に実施</b>。</li> <li>このうち、芸能事務所・番組出演者に関するものは、<b>NHKと民間放送の二元体制の下、放送業界全体として取組</b>。</li> <li>さらに、<b>新たな事業への展開等、放送の将来像を念頭に置いた前向きな取組を進め、放送の社会的価値の一層の發揮を図ることが重要</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス確保は、番組編集の自由の維持は当然の前提とした上で、<b>一義的には自主自律の下で、実効性のある取組を推進</b>。</li> <li>まずは<b>事業主体である各放送事業者が推進</b>。加えて、<b>業界団体は、放送業界全体としての信頼性を確保するために積極的に役割を遂行</b>。</li> <li><b>行政としても</b>、現実に民放事業の存立基盤が失われかねない脆弱性が顕在化したことを踏まえれば、自主自律に十分配慮して番組内容への介入にならない範囲で、<b>放送事業者の健全な事業の継続性を確保するために必要な役割を果たすことが適当</b>。</li> </ul>

## ガバナンス確保に関する取組の具体的な内容

放送事業者・業界団体の取組	行政の役割
<p><b>【事案の未然防止（平時の取組）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各放送事業者はガバナンス確保のための体制整備を実施。</li> <li>業界団体は、業界全体を底上げし信頼性を確保するため、ガバナンス確保のための指針を策定し、取組の具体例、留意事項や、公表事項のフォーマットを提示。</li> <li>各放送事業者は、指針の取組状況を自ら定期的に評価し、結果を公表。 業界団体は、各放送事業者の取組状況や評価の取りまとめ・確認、ベストプラクティスの共有、助言等を実施。</li> <li>自己評価に客觀性を担保するため、第三者の意見を聴き、その結果を反映する仕組みが必要。</li> </ul> <p><b>【事案の発生後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案の発生した放送事業者が自ら対応するとともに、業界団体も対応※。 ※例えば、事案の内容や対応の報告を求めるごとや、助言を行うこと、事案の内容・性質、対応等に応じて業界団体のルールに基づいて処分を行うこと等</li> </ul>	<p><b>【事案の未然防止（平時の取組）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討。 自主自律の観点から、体制整備の促進が目的であり、放送事業者の個別具体的なガバナンス体制への介入にならないよう慎重に検討することに留意。</li> </ul> <p><b>【事案の発生後の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者・業界団体の対応を見極めた上で、インターネット上の偽・誤情報の問題等が顕在化している中で、放送が信頼性の高い情報発信などの社会的役割を果たし続けることができるよう、以下の事項について検討。その際、制裁ではなく経営基盤の持続可能性を確保するためであること、番組内容への介入にならないよう慎重に制度設計することに留意。       <ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けること、</li> <li>☞ 特に必要な場合には、免許時に条件を付すこと (例：経理的基礎が脅かされている状況の解消に必要な措置の報告や実行を求める)</li> </ul> </li> </ul>

フォローアップ

→ 外部からのチェック機能が働くよう、官民が連携してフォローアップする仕組みを整備。実効性を確認しつつ、必要に応じて取組の充実等の見直し。